

令和2年4月23日

発 言 者	発 言 要 旨
高橋（淳）委員	新型コロナウイルス感染症の影響による部材の調達遅延等の話を聞いているが、県内各地域における建設業界の状況はどうか。
建設技術主幹	業界団体から聞き取ったところ、一部資材の納入遅延があるが、それ以外の影響は出ていないとのことで、地域ごとの影響に違いは認められなかった。 業界からは、今後の発注量の確保や工期が延長になった場合の費用計上について要望があった。
高橋（淳）委員	公共工事の従事者が感染、濃厚接触者となり工事に従事できなくなった場合の対応はどうか。
建設技術主幹	県は、新型コロナウイルス感染症が原因で申出があった場合は、工期の延長を認め、受注者の責によらないものとする取扱いを2月中に通知している。 これに従い工期の延長を行ったのは、令和元年度は工事0件、業務委託9件であり、2年度は工事0件、業務委託1件である。
高橋（淳）委員	庄内地域では感染者が発生した企業との取引きを敬遠するなど風評被害が発生している。建設業でも万が一発生した場合の対応を共有しておいてほしい。
阿部委員	大手ゼネコンが、感染者の発生により全国的に工事を休止する事例が出ているが、山形県内における影響はどうか。
建築住宅課長	休止を発表したゼネコンの一社が、酒田駅前の再開発工事を担当している。酒田市からの情報では大きな遅れはなく、秋の完成に向けて工事が進んでいると聞いている。
阿部委員	県内3地区で行っている工業用水道事業について、供給先の事業所における新型コロナウイルス感染症の影響について把握していることはあるのか。
水道事業課課長補佐	現在のところ、供給先の事業所からの相談等はない。
阿部委員	工業用水の供給を受けている事業所はどのくらいあるのか。
水道事業課課長補佐	県内3地区を合計して60事業所である。
阿部委員	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業が休止することも考えられると思うが、そうした場合への対応はどのように考えているか。
水道事業課課長補佐	現在のところ相談がない状況のため、そうした事例が出てきた時点で、公営企業としてできることを検討し、適切に対応していきたいと考えている。

発 言 者	発 言 要 旨
阿部委員	県境での啓発・検温活動に従事する職員の感染防止対策はどうか。
高速道路整備 推進室長	感染防止対策として、マスク、フェイスシールド、カップ及び手袋を装着している。
阿部委員	港湾での検温についてはどのように考えているのか。
空港港湾課長	酒田港では、政府による入国拒否が始まった2月中旬から、外航船舶から上陸する外国人の船員に対し、検温等の出入管理を継続して行っている。 なお、4月からは入国拒否となる国が増えたため、管理体制はとっているが、上陸する船員はほとんどいない状況である。
木村委員	道の駅米沢のコンビニで感染者が発生した。現在、道の駅米沢も閉鎖されているが、そのような状況でも検温を実施するのか。
高速道路整備 推進室長	25日には消毒も終え、トイレが使えるようになることから実施を予定している。 実施内容としては、山形蔵王パーキングエリアと同様にチラシ配布による啓発と任意の検温を行う予定だが、山形蔵王パーキングエリアと違い、道の駅のトイレ・休憩施設に行く方のみを対象に行う予定である。
木村委員	啓発・検温の際は、山形県でも感染者が発生しているので注意するよう併せて周知してほしい。
木村委員	啓発・検温活動において米沢市の協力はいいのか。
高速道路整備 推進室長	地元の市の協力も検討しているところである。
木村委員	米沢市役所の建築工事は大手ゼネコンとのJVが施工しているものと承知しているが、新型コロナウイルス感染症により工期に影響はないのか。
建設技術主幹	市町村発注の工事についても、工期の延長等がある場合には報告をお願いしているが今のところ情報はない。 米沢市からも工期に影響なく進めると聞いている。
木村委員	今後建設業界にも感染者が発生する可能性がある。県から事業者に向けて、予防対策等の啓発を行うべきと考えるがどうか。
建設技術主幹	県では受発注者間の打ち合わせを極力インターネットを介して行うなど、接触機会を減らしている。また、業界に対して、先進事例の写真を交えて感染防止の取組みを周知徹底している。
木村委員	令和元年度の少雪対策はどうか。
道路保全課長	待機補償費を当初設計より計上するとともに、各種少雪対策により改善・対応を図ったことにより、当初契約の約8割を執行できた。

発 言 者	発 言 要 旨
木村委員	新型コロナウイルス感染症の影響による県民ゴルフ場の営業状況と今後の見通しはどうか。
総務企画課長	<p>現在は感染防止対策を実施しながら営業しているが、県の営業自粛要請を受け、4月25日から5月10日までの期間は休業を予定している。</p> <p>利用状況については、今年は4月1日にオープンし、4月22日までの利用者数が1日平均75人となっている。昨年は4月14日にオープンし、4月の利用者数が1日平均136人であったため、前年と比較し55%ほどの利用状況となっている。</p> <p>営業自粛後については、状況を踏まえて、感染防止対策を徹底した上で営業を再開していきたいと考えている。</p>
伊藤委員	県境での啓発・検温活動について、25日からの本格実施における人員体制はどうか。
高速道路整備推進室長	試行では、2交代で1日延べ50人、2日間で延べ100人の体制で行っている。本格実施の体制については、試行の状況を踏まえながら今準備している。
伊藤委員	新型コロナウイルス感染症によって、建設工事に必要な各種資格の講習会が実施できないなどの影響はあるか。
建設技術主幹	講習会を受けられないことにより入札に影響がでる可能性があるが、このような場合には要件を緩和する取扱いとなっている。
伊藤委員	景気が今後どうなるか分からず、工事の受注についても先行き不透明感がある中で、公共事業の今年度の発注見通しについて、現在の検討状況や、今後の方向性などを教えてほしい。
企画主幹	<p>建設業に係る公共事業については、地域を下支えする面でも重要と考えている。</p> <p>例年、上半期の契約率の目標を設けて実施しているが、今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、できるだけ早期に執行できるように対応していきたい。</p>
伊藤委員	発注見通しを早めに公表し、早期発注に努めるとともに、発注においても、公告期間を短く設定するなど前倒しの工夫をしてほしい。
企画主幹	公告期間の短縮などの工夫については、業界の意見も聞きながら、制度的に可能かどうかも含めて検討していく。
伊藤委員	昨年度末に国土交通省より公表された県内各地の高速道路の開通見通しでは、石巻新庄酒田道路の新庄石巻間が候補路線のままとなっている。どうやって打開していくかが課題であり、宮城県からの協力も必要と考えるが、今後、どのように取り組んでいくのか。
高速道路整備推進室長	今後の進め方として、宮城県側との連携は必要不可欠と感じていることから、新広域道路交通計画への位置付けも含め、宮城県と連携を図っていきたい。併せて、どのような整備効果があるのかを、整備促進を目指す三つの同盟会とともに知恵を出し合っていきたい。

発 言 者	発 言 要 旨
野川委員	今後の除雪オペレーターの確保について、どのように考えているのか。
道路保全課長	除雪業者へ実施したアンケートでは、待機補償制度及び担い手確保への支援について意見が多くあり、まずは担い手確保支援事業を行うこととした。また、現在の待機補償制度について見直し作業を行っており、建設業協会に説明したうえで発注の段取りを進めていきたい。
野川委員	店子に対し賃料の支払いを猶予する賃貸事業者への支援は、建築住宅課での対応となるのか。
建築住宅課長	店子への補助または賃貸事業者への補助について国会の与野党で検討されていると聞いており、県独自の支援は考えていない。 なお、店子または賃貸事業者への支援に係る所管については、産業労働部と調整中である。
野川委員	山形県の道路計画の中で、重要物流道路に指定されると何が変わるのか。
道路整備課長	今後、計画中・整備中の道路についても重要物流道路に追加されていくと思われるが、重要物流道路に指定されれば、整備の優先順位は上がると思われる。代替補完路に位置付けとなった事業箇所についても、重点化として交付率が優遇されてきているので、重要物流道路や代替補完路に指定されたものについては、整備が早く進むものと考えている。
遠藤（和）副委員長	県境での啓発・検温活動について、緊急事態宣言が全国に拡大し、外出自粛要請があることで、そもそも交通量が少ないことから、規模を縮小してもよいのではないか。
高速道路整備推進室長	交通量全体が少なくなっていることを踏まえ、本格実施ではどういった方法が良いか、現在検討している。
遠藤（和）副委員長	様々な支援制度の代わりに、業界団体に対し賃料減額を依頼する旨が通知されているが、各不動産業者や各大家まで伝わっているのか疑問であり、しっかりと周知することが必要と考えるがどうか。
建築住宅課長	3月31日に国土交通省から通知が出され、その際に支援制度が示された。その後制度に関する補足の事務連絡があったことから、県としても、改めて昨日付けで、不動産関係団体あてに、会員を通じて大家への周知と賃料支払猶予の検討をお願いしている。
遠藤（和）副委員長	建設工事は技術者配置の基準が法定されている。新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置などの考え方はどうか。
建設技術主幹	監理技術者の交代は慎重かつ最小限で行うこととされているが、新型コロナウイルス感染症の影響による場合はやむを得ないものとしている。 併せて、監理技術者の恒常的雇用の要件も緩和されている。

発 言 者	発 言 要 旨
遠藤 (和) 副委員長	工期の延長により技術者が拘束され、新たな入札ができない事例を聞いており、対応を検討してほしい。
遠藤 (和) 副委員長	新型コロナウイルス感染症の影響により工期延長が必要になった場合、損害賠償の対象となるのか。
建築住宅課長	公共工事では、新型コロナウイルス感染症の影響によるものは、国の取扱いにおいて施工者の責によらないとされている。そのような内容を民間発注者の団体あてにも国土交通省が参考通知しているので、損害賠償にはあたらないと考えている。
遠藤 (和) 副委員長	新型コロナウイルスという特殊な状況下であるので、国に現場の声を上げ、指針や特例を作るよう働きかけてほしい。